## 南足柄市及び足柄上郡(中井町、大井町、松田町、開成町、山北町)における建築基準法による高さ制限等について

平成26年5月1日現在

																_		
項	I	用途地域等目		第1種 低 唐 居 地 域	第2種 低 住 居 中 地 域	第1種 中高層 住 専 用 地	第2種 中高層 住 再 用 地 域	第1種 住 居 地 域	第2種 住 居 地 域	準住居 地域	近 商 業 地 域	商業地域	巻 準工業 成 地 域	工 業地 域	工業専用地域	用 途 地 域 の指定 のない 区 域	市街化 調 整 区 域	都 計 回 区 外 3
	絶対高さ制限 (m) 10m															10m		
	最個	战低敷地面積(㎡)																
	外星	壁の後退距離(m)																
		道路斜線	適用距離		20m									-		20m		
一			勾 配			1.25勾配					1.5勾配					1.25勾配		
足足	斜線制限	隣地斜線	立ち上がり			20m					31 m					20 m		
枘			勾 配			1.25勾配				2.5勾配					1.25勾配			
南足柄市及び足柄	PIX	北側斜線	立ち上がり	5	m													
			勾 配	1.	25													
枘  上  郡	日影による	N		軒の高: 又は地	さ > 7 m 上階 3	建築物の高さ > 10m							建築物 の高さ > 10m			建築物 の高さ > 10m		建築物 の高さ > 10m
		平均地盤面からの 高さ(m)		1.	5 m	4 m					4 m			4 m		4 m		
	制限	日影規制時間 (時間)			ー) ・2時間	( <u>-</u> 4時間・	_ ) 2.5時間		( <u>-</u> 5時間	二) ・3時間			(二) 5時間 ・3時間			ロ(二) 4時間・ 2.5時間		4時間・ 2.5時間

1 高度地区、宅地造成等規制法に基づく区域は、全域ありません。

(高度利用地区については、南足柄市大雄山駅前が指定されています。)

- 2 地区計画・建築協定の区域、景観法に基づく届出・規制については各市町にお問い合わせ下さい。
- 3 都市計画区域外の区域は松田町と山北町の一部にあり、神奈川県建築基準条例による基準が適用されます。

(箱根町) (湯河原町、真鶴町

(祥	<u>                                      </u>									
項	目	用途地域等	第1種 低住專 居用域	第2種 低住居居居 明地域	第1種 中高層 住 専 地 域	第1種 住 居 地 域	近 隣 業 地 域	商業地域	用 途地 域の指定 のない区 域	:
絶	対高さ制限	艮(m)	10	12						
最值	低敷地面积	責 ( m² )	200	150						
外壁の後退距離 (m) 適用距離 道路斜線		1	.5							
	<b>治</b>	適用距離				20m				
斜	但陷积級	勾 配		1	層 中高層 第1種 近 隣 戦 地 域 のない は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	1.25				
線	隣地斜線	*地会場 立ち上がり			20r	n	3 ′	1 m	20m	
制	19年2世示十紀水	勾 配			1.2	5	2	.5	1.25	
限	北側斜線	立ち上がり	5	m						
	オレコスリホイ 総水	勾 配	1.	25					域の指定 のない区 域 1.25 20m	
日影	対象建築	物	軒の高 又は地。	さ > 7 m 上階 3	建築物の	高さ >	10m		の高さ   > 10m	<ul><li></li></ul>
による	平均地盤 高さ(m	面からの )	1.	5 m		4 m				
制限	日影規制(時間)	時間	(一) 3時間・2時 間		4時間・	诗間・ 5時間			4時間・ 2.5時間	

(湯河原町、真鶴町)										
中高層住居中	第2種 中高居 居 明 地 域	第1種 住 居 地 域	第2種 住 居 地 域	準住居 地 域	近商地	隣 業 域	商業地域	準工業 地 域	用途地域 の指定の ない区域 1	
		1.25		1.5 1.25 1						
		20m				31m 20m 1				
		1.25				2.5 1.25				
	建组	築物の高		建築物 の高さ > 10m (*4)						
		4		4 m (* 4)						
(二 4時間 時間	• 2.5		(二 5時間・				(二) 5時間・ 3時間	口(二 4時間 2.5時f (*4)	) · 間	

- 1 湯河原町・真鶴町で用途地域の指定のない区域の道路斜線・隣地斜線については、下記の地区の例外があります。
  - ・湯河原町宮上及び真鶴町真鶴亀ヶ崎で、建ペい率/容積率が70%/400%の地区:道路斜線 1.5勾配、隣地斜線 31m + 2.5勾配
- 2 湯河原町の一部に宅地造成等規制区域が有ります。
- 3 地区計画・建築協定の区域、景観法に基づく届出・規制については各町にお問い合わせ下さい。
- 4 自然公園法 特別地域は除く